

政策会議付議事案書 (平成31年4月23日)

提案課名 予防課

報告者名 小室 俊之

事案名	秦野市火災予防条例の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; margin: 0 auto;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>「不正競争防止法等の一部を改正する法律」及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」がそれぞれ公布されたことに伴い、秦野市火災予防条例の一部を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第33号) 公布日 平成30年5月30日 施行日 令和元年7月1日 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 (平成31年総務省令第11号) 公布日及び施行日 平成31年2月28日 	
決定等を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 不正競争防止法等の一部改正について 不正競争防止法等の一部を改正する法律により、「工業標準化法」(昭和24年法律第185号)が「産業標準化法」に、「日本工業規格」が「日本産業規格」にそれぞれ名称変更されたことに伴い、秦野市火災予防条例中「日本工業規格」を「日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。)」に改めること。 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備の設置免除要件に「特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の例により設置したとき。」が加えられたことに伴い、秦野市火災予防条例に同様の規定を加えること。 3 施行日及び公布日について 1の施行日は令和元年7月1日、2の施行日は公布の日とすること。 	

今後の
取扱い

令和元年6月3日 市議会第2回定例会に議案提出

令和元年6月21日（議会閉会日） 改正条例の公布

令和元年6月21日 条例の改正に伴う火災予防条例施行規則の改正

議案第 号 秦野市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(避雷設備)</p> <p>第 1 8 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項に規定する日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第 3 1 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>第 3 1 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又はその技術上の基準の例により設置したとき。</u></p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第 1 8 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第 3 1 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

(7) (略)

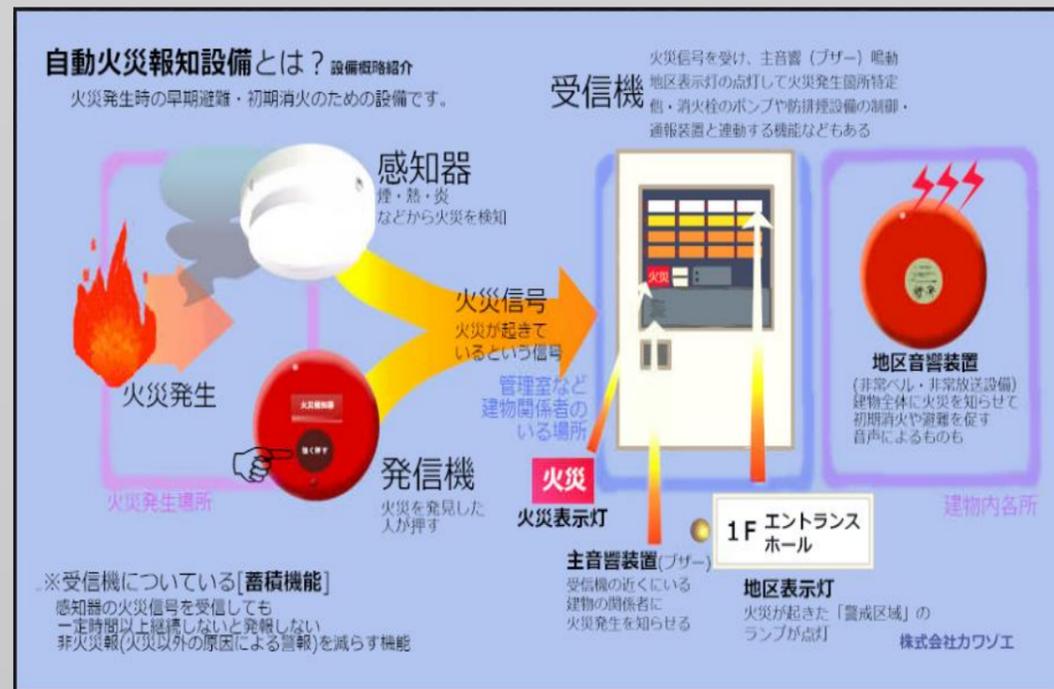
(6) (略)

附 則

この条例中第 18 条の改正規定は令和元年 7 月 1 日から、第 31 条の 5 の改正規定は公布の日から施行する。

自動火災報知設備類(第 31 条の 5 第 2 号・4 号・5 号・6 号)

スプリンクラー設備類(第 31 条の 5 第 1 号・3 号)



どちらか

性能が上

設置されていれば

設置されていれば

新たに加わる小規模施設用自動火災報知設備

必要なし

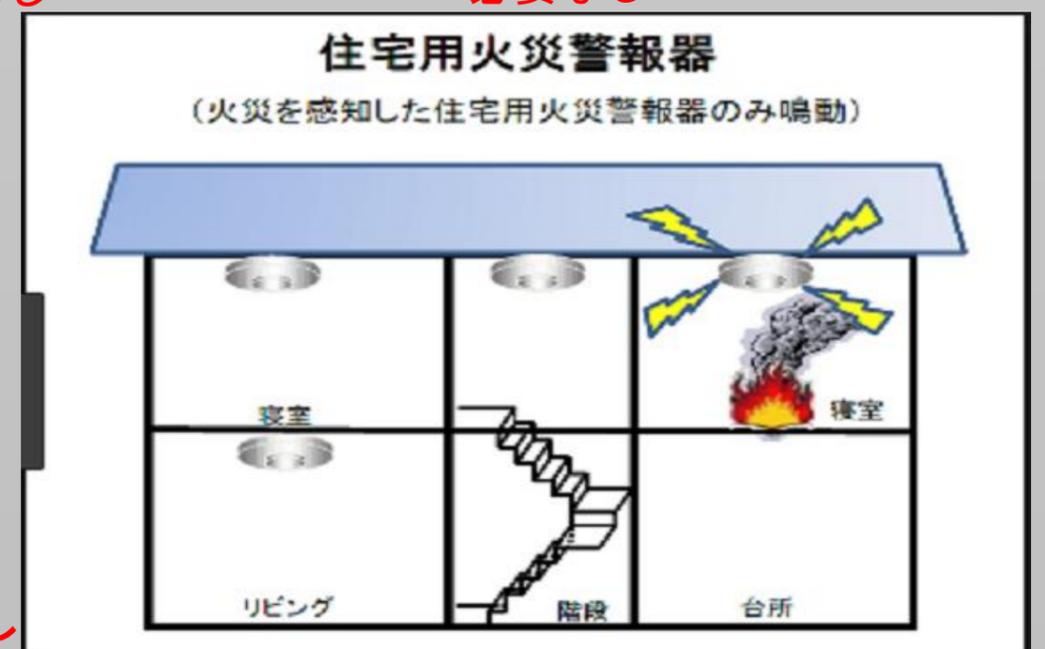
必要なし



性能が上

設置されていれば

必要なし



消 防 予 第 6 2 号

平成 31 年 2 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

(公 印 省 略)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める
省令の一部を改正する省令の公布について

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 11 号）が平成 31 年 2 月 28 日に公布されました。

平成 30 年 6 月 1 日施行の消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 34 号。以下「改正省令」という。）により、民泊住戸部分が 300 m²未満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を設置することで自動火災報知設備の設置を免除することが可能となりました。

これを踏まえて、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 16 年総務省令第 138 号）第 6 条において、特小自火報を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加するべく、本改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

1 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項（改正省令第 6 条関係）

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例（例）第 29 条の 3 第 1 項各号又は第 29 条の 4 第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務

省令第 156 号) 第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと。

2 その他の事項

その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 施行期日に関する事項（改正省令附則関係）

公布の日から施行することとしたこと。

○総務省令第十一号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の七第一項第三号の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十八日

総務大臣 石田 真敏

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(閉鎖型スプリンクラーヘッド)</p> <p>第五条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で種別が一種のものとする。</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのと きとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第百五十六号)第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>四 略</p>	<p>(閉鎖型スプリンクラーヘッド)</p> <p>第五条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内のものとする。</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

消 防 予 第 63 号
平成 31 年 2 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 避雷設備に関する事項

不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い、当該改正を反映したこと。（第16条関係）

2 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例（例）第29条の3第1項各号又は第29条の4第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務

省令第 156 号) 第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと。(第 29 条の 5 関係)
その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

3 その他

- (1) 1 にあつては、施行期日を、平成 31 年 7 月 1 日としたこと。
- (2) 2 にあつては、施行期日を、公布の日としたこと。

(問い合わせ先)

消防庁予防課予防係

島村、柏原、岡崎

T E L 03-5253-7523

F A X 03-5253-7533

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第二十九条の五第一号中「作動時間が六十秒以内」を「種別が一種」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(避雷設備) 第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十條第一項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除) 第二十九條の五 前三條の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 一 第二十九條の三第一項各号又は前條第一項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が七十五度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第十二條に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき 二 五 (略)</p> <p>六 第二十九條の三第一項各号又は前條第一項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第五十六号)第三條第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき</p> <p>七 (略)</p>	<p>(避雷設備) 第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除) 第二十九條の五 前三條の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 一 第二十九條の三第一項各号又は前條第一項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第十二條に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき 二 五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

政策会議付議事案書（平成31年4月23日）

提案課名 学校教育課

報告者名 久保田 貴

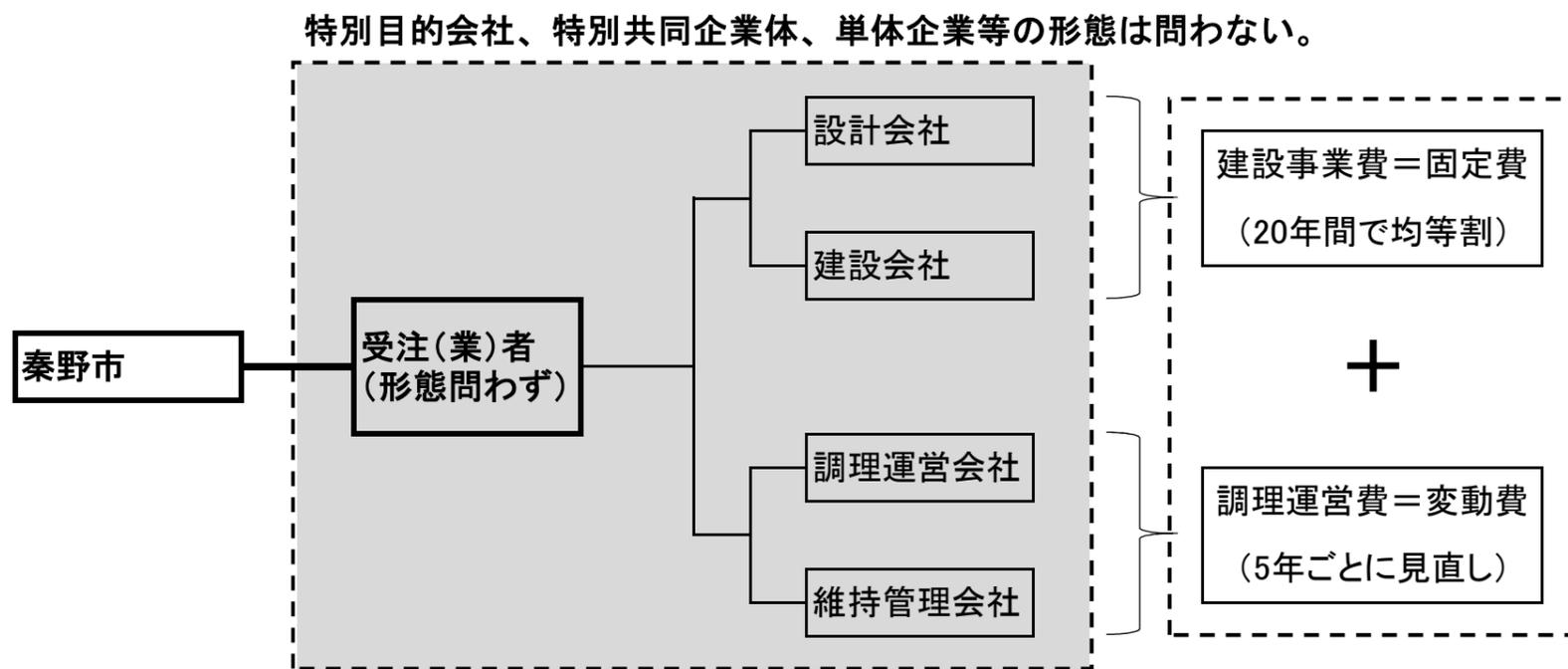
事案名	学校給食センター(仮称)の整備・運営事業について	資料 有
必要性・目的	令和3年12月から全ての中学校（9校）で完全給食を開始するために必要な、「学校給食センター(仮称)」の整備及び運営に関する事業方針を定めるものです。	
経過・検討結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 「秦野市立中学校給食基本方針」の決定（平成30年6月22日） 2 秦野市中学校完全給食推進会議から検討結果の報告（平成30年10月31日） →「本市に最適な提供方式はセンター方式」 3 「秦野市中学校給食基本計画」を策定（平成31年4月19日） →「施設整備の手法は民間活力を生かした秦野方式（公民連携方式）」 	
決定等を要する事項	<p>施設の整備・運営は、民間活力を生かした公民連携による「秦野方式」とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発注方式について 民間事業者の技術力や創意工夫を生かした「質の高い給食」を実現するため、整備（設計・工事）及び運営（調理・維持管理）を一括発注します。 また、整備・運営事業費は、財政負担の抑制を目的に資金調達も受注業者に委ねることとし、債務負担行為（事業期間20年で限度額69億円を予定）を設定して各年度、均等に支払うことにより、年度間支出の平準化に努めます。 2 施設の所有について 将来にわたる維持管理の経費と業務を軽減するとともに、税金にもつなげるため、所有者は受注業者とし、事業完了後も所有権は市に移転しないこととします。ただし、事業の公共性を担保するため施設は本市が借り上げ、行政機関としての事務室を置き、担当職員（栄養士等）を配置します。 3 施設用地の取扱いについて 公有地を活用しながら事業の継続性及び安定性を担保するため、施設用地には事業期間に応じた「事業用定期借地権」を設定し、受注業者に有償貸与します。 なお、用地の整備及び賃貸借業務は、土地を所有する上下水道局が所管します。 	
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施方針の作成（5月上旬）及び議員連絡会での説明（5月16日） 2 実施方針の公表（5月17日）及び現地説明会（5月29日） 3 債務負担行為の設定〔補正予算〕（6月定例会） 4 「公募型プロポーザル方式」による受注候補者の募集（7月） 5 受注業者との仮契約（11月）及び本契約（12月議会で議決） 6 受注業者による設計・工事の実施（令和元年12月～令和3年9月末を予定） 7 給食開始準備、試食会等の開催（令和3年10・11月）、提供開始（同年12月） 	

1 秦野方式（公民連携方式）の事業イメージ

- (1) 民間事業者の技術力と創意工夫を生かした「質の高い給食」の実現を目指します。
- (2) 整備（設計・工事）と運営（調理・維持管理）の一括発注により、各社の意見を反映した品質向上やコストダウン、財政支出の平準化等を図ります。
- (3) PFI法の仕組みを取り入れながらも業務量の負担を抑制し、契約変更等の柔軟性を確保するため、PFI法に基づかない「PFI的手法＝PPP」とします。

※ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）・・・公民が連携して公共サービスを提供する手法のことで、PPPにはPFIや指定管理者制度等も含まれます。

※ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）・・・PPPの代表的手法で、民間の資金やノウハウを生かして公共サービスを民間主導で行うことです。



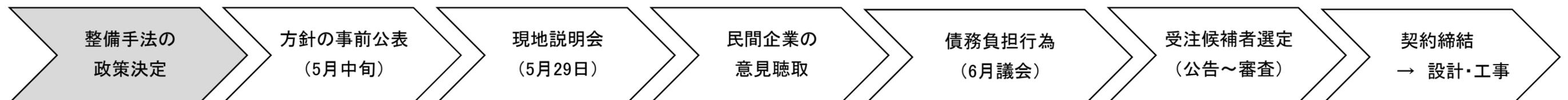
契約方法の基本的考え方

- ① 事業期間は、20年を予定する（事業用定期借地権と同年数）。
- ② 契約金額は、整備・運営に係る20年間の総額とする。
- ③ 契約金額は、固定費と変動費の内訳を明確にする。
- ④ 契約金額のうち固定費は、20年間の均等割とする。
- ⑤ 契約金額のうち変動費は、5年ごとの見直しを可能とする。
- ⑥ 調理運営は、双方協議の上で契約解除を可能とする。
- ⑦ 設備更新に係る経費は市の負担とし、協議の上で別途定める。

契約に係る主な課題等

- ① 建設事業費、調理運営費の予算設定（適正水準の把握）
- ② 契約締結方法（個別契約、協定締結、設備更新費用の計上等）
- ③ 20年経過後の事業の存続
- ④ 給食事業以外の民間独自事業の認否
- ⑤ 設備投資等に対する行政と民間の負担割合（借り上げを予定）

事業の進め方



2 公民連携による施設の整備・運営手法

整備・運営の手法	施設の整備・運営方法の概要	行政と民間の役割分担			
		資金	建設	運営	所有
A 公設公営	行政が施設を建設し、運営する。	行政	行政	行政	行政
民間への業務委託	運営の一部業務を民間に委託するもの。	行政	行政	行政 民間	行政
B 公設民営	行政が施設を建設し、その運営を民間に委ねるもの。	行政	行政	民間	行政
(1) 委託料支払型	管理・運営を民間に委託し、費用は委託料として支払うもの。「公の施設」の委託先は第三セクター、公共団体及び公共的団体に限定される。	行政	行政	民間	行政
(2) 利用料金型	管理運営を民間に委託し、費用は民間が利用料金で賄うもの。「公の施設」の委託先は第三セクター、公共団体及び公共的団体に限定される。	行政	行政	民間	行政
(3) 施設貸与型	民間に有償又は無償で貸与し、民間が運営するもの。行政財産の貸与は極めて限定的で、通常は普通財産に活用される。	行政	行政	民間	行政
(4) 施設譲渡型	民間に有償又は無償で譲渡し、民間が所有・運営するもの。	行政 民間	行政	民間	民間
C 民設公営	民間が施設を建設し、運営は行政が行うもの。	民間	民間	行政	民間 行政
(1) 施設譲渡型	行政が施設を取得し、運営を行うもの。	行政	民間	行政	行政
(2) 施設貸与型	行政が施設を借り受け、運営を行うもの。	民間	民間	行政	民間
(3) DB(設計・施工)	民間に設計・施工を一体的に委ね、行政が施設の所有と運営を行うもの。	行政	民間	行政	行政
D 民設民営	民間が施設の建設と運営を行うもの。	民間	民間	民間	民間
(1) DBO (設計・建設・運営)	民間に施設の設計・建設・運営を一体的に委ね、行政が資金を調達し、施設を所有するもの。	行政	民間	民間	行政
(2) PFI	民間に施設の設計・建設・運営等を一体的に委ねるもの。	民間	民間	民間	民間 行政
ア BTO (建設・移転・運営)	民間に施設の設計・資金調達・建設・運営を一体的に委ね、建設後に施設の所有権を行政に移転するもの。	民間	民間	民間	行政
イ BOT (建設・運営・移転)	民間に施設の設計・資金調達・建設・運営を一体的に委ね、事業期間終了後に施設の所有権を行政に移転するもの。	民間	民間	民間	民間 行政
ウ BOO (建設・運営・所有)	民間に施設の設計・資金調達・建設・運営を一体的に委ね、事業期間終了後も施設の所有権を行政に移転しないもの。	民間	民間	民間	民間
(3) 公有地活用	民間に公有地を提供し、民間が施設を建設して運営するもの。	民間	民間	民間	民間
ア 無償・低廉貸与	民間に公有地を無償又は低廉で貸与するもの。	民間	民間	民間	民間
イ 定期借地権	民間に公有地を貸与する際、普通借地権と異なり、原則的に契約期間終了後は更新しない定期借地権を活用するもの。	民間	民間	民間	民間
ウ 公有地信託	公有地を土地信託方式により活用するもの。	民間	民間	民間	民間

※ PFI事業の実施に当たっては、BTO、BOT、BOOなどの手法が用いられます。

3 秦野方式の実施イメージ

		運営	
		行政	民間
建設	行政	A 公設公営	B 公設民営
	民間	秦野方式 (公民連携方式)	
	民間	C 民設公営	D 民設民営

4 本市と受注業者の役割分担

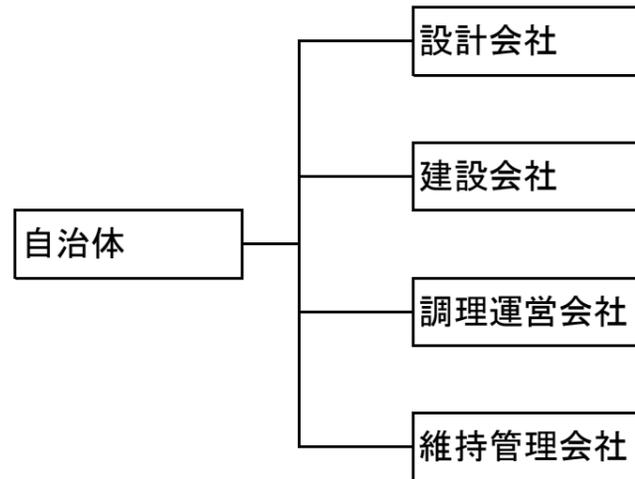
役割分担		秦野市	受注業者
事業企画		○	
資金調達			○
設計			○
建設			○
運営	調理運営		○
	施設維持管理		○
	設備等修繕	△	○
	人員配置	○	○
所有	土地	○	
	建物		○

5 主な発注方式の比較

(1) 従来方式〔設計・施工分離発注〕

各業務を個別に、委託・請負契約として締結する。

各事業者が個々に受注



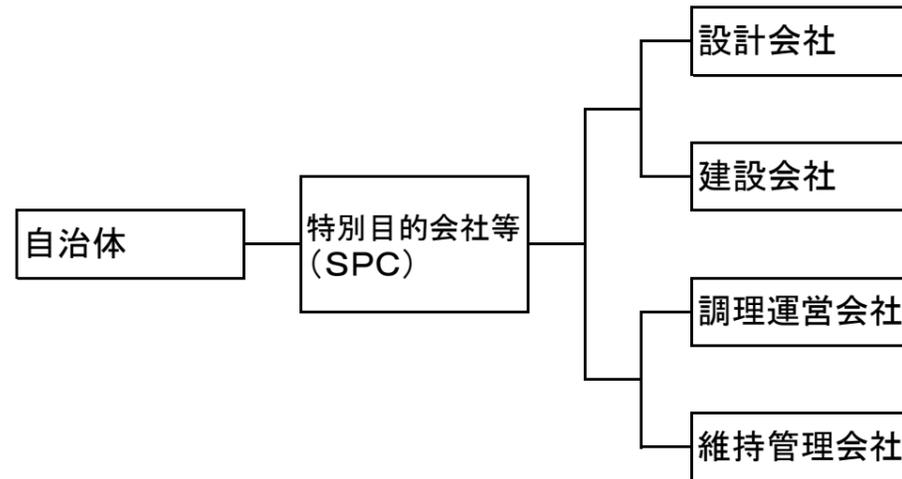
概要・特徴

自治体が各業務を別々に発注・契約する。
設計や建設費等、単年度に多額の予算が必要となる。

(3) 民設民営方式(PFI)〔設計・施工・運営一括発注〕

設計・建設・調理・維持管理を一括して発注する。

特別目的会社を設立して一括受注し、各事業者と契約



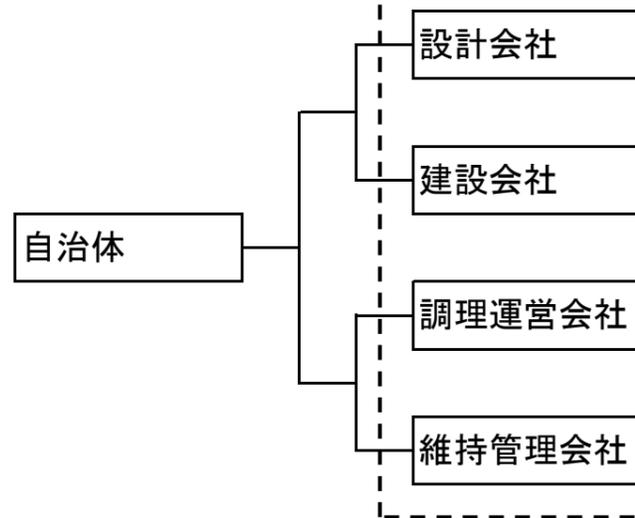
概要・特徴

設計・建設・調理運営・維持管理を対象として、民間企業が特別目的会社(SPC)を設立して業務を一括受注する。
財政支出を平準化でき、施設・運営品質の向上やコストダウンが期待できる。
PFI法に基づく手続きが必要で、業務量の負担が大きく、契約の変更は困難である。

(2) DBO方式〔設計・施工・運営一括発注〕

設計・建設・調理・維持管理を一括して発注する。

企業共同事業体が受注



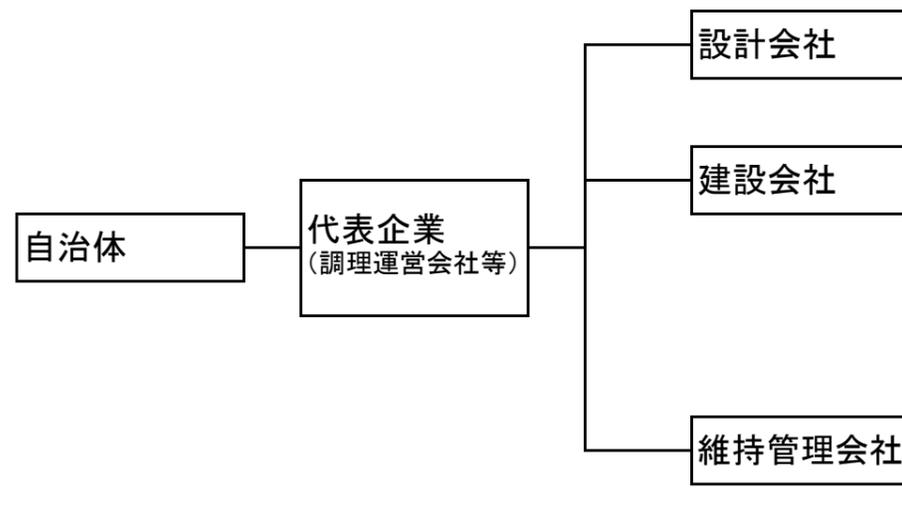
概要・特徴

自治体が業務を一括発注する。
財政支出は平準化できないが、それぞれの会社の意見をフィードバックすることで、施設・運営品質の向上やコストダウンが期待できる。

(4) 民設民営方式(PFI以外/PPP)〔設計・施工・運営一括発注〕 ※一例

設計・建設・調理・維持管理を一括して発注する。

調理運営会社が一括受注し、各事業者と契約



概要・特徴

調理運営会社が一括受注してそれぞれの会社と契約し、業務を行う。
財政支出を平準化できる。
PFI法の手続きが不要で、事務量の軽減、工期の短縮等が期待できる。
資金調達がネックとなり、受注できる事業者が限られる。

「中学校給食の完全実施」建設事業工程表

議題2 [資料2]

年度	2019年度																																			
月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
時期	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
作業内容	<p>●6月議会(6/3-21)→補正予算(債務負担行為) ●9月議会(9/ -10/) ●12月議会(11/ -12/)→整備・運営事業の契約締結</p> <p>①整備・運営手法の検討 ↳ 教育部内の方針決定</p> <p>②4/19教委会議[整備・運営方針等]</p> <p>③4/23政策会議[整備・運営方針]</p> <p>④5/9第1回懇話会[整備・運営方針]</p> <p>⑤5/16議員連絡会[整備・運営方針]</p> <p>⑥5/17整備・運営方針の公表</p> <p>⑦5/29現地説明会の開催～質問・意見の募集(～6/21)</p> <p>⑧6月議会(債務負担行為の設定)→6/21議決</p> <p>⑨6/26第1回選定委員会[発注方針]</p> <p>⑩6/28教委会議[発注方針]</p> <p>⑪7/9政策会議[発注方針]</p> <p>⑫施設整備・運営事業の公告</p> <p>⑬10/10プロポ参加申込期限</p> <p>⑭10/17第2回選定委員会[書類審査]</p> <p>⑮10/18教委会議[書類審査結果]</p> <p>⑯10/21プレゼンテーション・受注候補者決定</p> <p>⑰10/25契約交渉～仮契約→12月議会で本契約</p> <p>⑱受注業者による基礎調査・設計・工事開始 ↳ 学校給食センター完成(令和3年9月末予定)</p>																																			
	<p>●6月議会(6/3-21)→実施設計費用の追加補正 ●9月議会(9/ -10/) ●12月議会(11/ -12/)</p> <p>①整備方針、発注方法等の検討</p> <p>②基礎調査の発注準備</p> <p>③基礎調査の実施</p> <p>④国庫申請[4校(北・南が丘・渋沢・鶴巻)4基分の概算事業費]</p> <p>⑤6月議会(調査費用の追加補正) ↳6/21議決</p> <p>⑥実施設計の入札公告</p> <p>⑦受注業者の決定～実施設計(6か月)</p> <p>⑧国庫2次照会</p> <p>⑨国庫3次照会</p> <p>⑩国庫内定</p> <p>⑪交付決定</p>																																			
残り月	32か月			31か月			30か月			29か月			28か月			27か月			26か月			25か月			24か月			23か月			22か月			21か月		
残日数	975日			945日			914日			884日			853日			822日			792日			761日			731日			700日			669日			640日		

※4月19日現在の予定であり、事業の進捗よくに合わせて変更する場合があります。

年度		2020年度																																			
月		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
時期		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
作業内容	センター	学校給食センターの設計・建設工事 →																																			
	エレベーター	①入札公告[4校(北・南が丘・渋沢・鶴巻)4基分]の建設工事 ↳ ②受注業者の決定～建設工事(約5か月) →																																			
		③入札公告[4校(南・東・西・大根)5基分]の実施設計 → ↳ ④受注業者の決定～実施設計(約6か月) ⑤国庫申請[4校(南・東・西・大根)5基分の概算事業費] ⑥国庫2次照会 ⑦国庫3次照会																																			
残り月	20か月			19か月			18か月			17か月			16か月			15か月			14か月			13か月			12か月			11か月			10か月			9か月			
残日数	609日			579日			548日			518日			487日			456日			426日			395日			365日			334日			303日			275日			

年度		2021年度																																			
月		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
時期		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
作業	センター	①学校給食センターの建設工事 → ②センター見学会、試食会、開始準備等(10月・11月)																																			
	エレベーター	①入札公告[4校(南・東・西・大根)5基分]の建設工事 ↳ ②受注業者の決定～建設工事(約5か月) → ★中学校給食の開始(12/1)																																			
残り月	8か月			7か月			6か月			5か月			4か月			3か月			2か月			1か月															
残日数	244日			214日			183日			153日			122日			91日			61日			30日															

※4月19日現在の予定であり、事業の進捗よくに合わせて変更する場合があります。

政策会議付議事案書 (平成31年4月23日)

提案課名 高齢介護課

報告者名 渋谷 寛

<p>事案名</p>	<p>秦野市介護保険条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>																																																																																						
<p>目的・必要性</p>	<p>平成31年3月29日付けで「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」等が交付され、令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げにあわせ、低所得者（本人・世帯ともに非課税世帯）に対する介護保険料軽減が第1段階から第3段階までに拡大する内容で、平成31年4月1日から施行されました。</p> <p>これに伴い、秦野市介護保険条例の一部を改正するものです。</p>																																																																																							
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 現行及び令和元年度の保険料基準額に対する割合</p> <table border="1" data-bbox="392 880 1094 1137"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得段階</th> <th colspan="2">国</th> <th colspan="2">本市</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>R1改正後</th> <th>現行</th> <th>R1改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.5(0.45)</td> <td>0.375</td> <td>0.5(0.45)</td> <td>0.375</td> <td>→現行第1段階</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.75</td> <td>0.625</td> <td>0.65</td> <td>0.575</td> <td>0.05分は、</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.75</td> <td>0.725</td> <td>0.75</td> <td>0.725</td> <td>既に減額課済</td> </tr> </tbody> </table> <p>現行の国の標準割合の第2段階は0.75ですが、本市では低所得者に配慮し、第3段階と差をつけるため0.65としています。今回、国の示した改正後の標準割合については、第2段階と第3段階に差がついていることから国の標準割合に合わせる方向で検討し、令和2年完全実施後の市の標準割合については第1段階0.3、第2段階0.5、第3段階0.7とするものです。</p> <p>2 本市の保険料率等改正案</p> <table border="1" data-bbox="312 1514 1422 1816"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得段階</th> <th colspan="2">現行 (平成30年度)</th> <th rowspan="2">⇒</th> <th colspan="4">令和元年度 (1/2実施)</th> <th colspan="4">令和2年度 (完全実施)</th> </tr> <tr> <th>割合</th> <th>年額(円)</th> <th>軽減幅</th> <th>割合</th> <th>年額(円)</th> <th>軽減額</th> <th>軽減幅</th> <th>割合</th> <th>年額(円)</th> <th>軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0.5 (0.45)</td> <td>32,340 (29,100)</td> <td></td> <td>0.075</td> <td>0.375</td> <td>24,250</td> <td>4,850</td> <td>0.075</td> <td>0.3</td> <td>19,400</td> <td>9,700</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0.65</td> <td>42,040</td> <td></td> <td>0.075</td> <td>0.575</td> <td>37,190</td> <td>4,850</td> <td>0.075</td> <td>0.5</td> <td>32,340</td> <td>9,700</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0.75</td> <td>48,510</td> <td></td> <td>0.025</td> <td>0.725</td> <td>46,890</td> <td>1,620</td> <td>0.025</td> <td>0.7</td> <td>45,270</td> <td>3,240</td> </tr> </tbody> </table> <p>(第7期基準額 年額64,680円 月額5,390円)</p> <p>今回の低所得者の保険料軽減強化については、10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当であることから、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準となっています。第1段階と第2段階は0.075を軽減幅とし、第3段階は0.025の軽減幅とします。</p>		所得段階	国		本市			現行	R1改正後	現行	R1改正後	第1段階	0.5(0.45)	0.375	0.5(0.45)	0.375	→現行第1段階	第2段階	0.75	0.625	0.65	0.575	0.05分は、	第3段階	0.75	0.725	0.75	0.725	既に減額課済	所得段階	現行 (平成30年度)		⇒	令和元年度 (1/2実施)				令和2年度 (完全実施)				割合	年額(円)	軽減幅	割合	年額(円)	軽減額	軽減幅	割合	年額(円)	軽減額	1	0.5 (0.45)	32,340 (29,100)		0.075	0.375	24,250	4,850	0.075	0.3	19,400	9,700	2	0.65	42,040		0.075	0.575	37,190	4,850	0.075	0.5	32,340	9,700	3	0.75	48,510		0.025	0.725	46,890	1,620	0.025	0.7	45,270	3,240
所得段階	国			本市																																																																																				
	現行	R1改正後	現行	R1改正後																																																																																				
第1段階	0.5(0.45)	0.375	0.5(0.45)	0.375	→現行第1段階																																																																																			
第2段階	0.75	0.625	0.65	0.575	0.05分は、																																																																																			
第3段階	0.75	0.725	0.75	0.725	既に減額課済																																																																																			
所得段階	現行 (平成30年度)		⇒	令和元年度 (1/2実施)				令和2年度 (完全実施)																																																																																
	割合	年額(円)		軽減幅	割合	年額(円)	軽減額	軽減幅	割合	年額(円)	軽減額																																																																													
1	0.5 (0.45)	32,340 (29,100)		0.075	0.375	24,250	4,850	0.075	0.3	19,400	9,700																																																																													
2	0.65	42,040		0.075	0.575	37,190	4,850	0.075	0.5	32,340	9,700																																																																													
3	0.75	48,510		0.025	0.725	46,890	1,620	0.025	0.7	45,270	3,240																																																																													

	<p>3 予算への影響額</p> <p>今回の低所得者の保険料軽減見込額は、50,403千円となります。国が2分の1、県及び市が4分の1を負担することとなります。</p> <p>なお、一般会計から特別会計に繰り入れることとなりますが、この減収に係る補正予算は次のとおりです。</p> <p>(1) 歳出予算 一般会計から介護保険特別会計へ繰出金（全額）50,403千円</p> <p>(2) 歳入予算 一般会計 国庫負担金（1/2） 25,201千円 県負担金（1/4） 12,601千円</p>																			
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定を要する事項</p>	<p>1 標準割合について</p> <table border="1" data-bbox="445 730 1286 1025"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得段階</th> <th colspan="3">標準割合</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.45</td> <td>0.375</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.65</td> <td>0.575</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.75</td> <td>0.725</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当となること、また、介護保険の賦課については年度単位であることを踏まえて設定する必要があるため、令和元年度は令和2年度の軽減幅の半分の水準とし、令和2年度は国の示す標準割合と合わせるものです。</p> <p>2 条例改正について</p> <p>本市条例で定める介護保険料第1～3段階についての、令和元年度の保険料を次のとおり改正する。</p> <p>第1段階は、年額29,100円を4,850円引き下げ24,250円とする。</p> <p>第2段階は、年額42,040円を4,850円引き下げ37,190円とする。</p> <p>第3段階は、年額48,510円を1,620円引き下げ46,890円とする。</p>	所得段階	標準割合			現 行	令和元年度	令和2年度	第1段階	0.45	0.375	0.3	第2段階	0.65	0.575	0.5	第3段階	0.75	0.725	0.7
所得段階	標準割合																			
	現 行	令和元年度	令和2年度																	
第1段階	0.45	0.375	0.3																	
第2段階	0.65	0.575	0.5																	
第3段階	0.75	0.725	0.7																	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和元年6月3日 令和元年秦野市議会第2回定例会へ介護保険条例改正及び補正予算の議案提出</p> <p>6月3日～4日 納入通知書（介護保険料額決定通知書）及び納付書の印刷</p> <p>6月5日 封入封かん業者に引渡し</p> <p>6月13日 発送</p>																			

資料 1

議案第 号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の減額賦課に係る平成31年度の保険料率は、それぞれの各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者 24,250円</p> <p>(2) 前項の表第2号に掲げる第1号被保険者 37,190円</p> <p>(3) 前項の表第3号に掲げる第1号被保険者 46,890円</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の秦野市介護保険条例第4条第2項の規定は、平成31年度分の保険料に適用し、平成30年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の表第1号に掲げる第1号被保険者についての減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率は、同表の規定にかかわらず、29,100円とする。</p>

資料 2

低所得者の保険料軽減強化に係る負担割合の推移について

平成31年3月27日
福祉部高齢介護課

		第7期 (H30~H32)	所得段階 (負担割合) 年額		
			H30	H31	H32
本人が住民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者または、課税年金収入と合計所得金額 (特別控除後) の合計が80万円以下の人	第1段階 (基準額×0.5) ⇒ (基準額×0.45) 年額 29,100円	第1段階 (基準額×0.5) ⇒ (基準額×0.375) 年額 24,250円	第1段階 (基準額×0.5) ⇒ (基準額×0.3) 年額 19,400円
		課税年金収入と合計所得金額 (特別控除後) の合計が80万円~120万円の人	第2段階 (基準額×0.65) 年額 42,040円	第2段階 (基準額×0.65) ⇒ (基準額×0.575) 年額 37,190円	第2段階 (基準額×0.65) ⇒ (基準額×0.5) 年額 32,340円
		課税年金収入と合計所得金額 (特別控除後) の合計が120万円を超える人	第3段階 (基準額×0.75) 年額 48,510円	第3段階 (基準額×0.75) ⇒ (基準額×0.725) 年額 46,890円	第3段階 (基準額×0.75) ⇒ (基準額×0.7) 年額 45,270円
	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額 (特別控除後) の合計が80万円以下の人	第4段階 (基準額×0.90) 年額 58,210円	変更なし	
		課税年金収入と合計所得金額 (特別控除後) の合計が80万円を超える人	第5段階 (基準額) 年額 64,680円		
本人が住民税課税	前年の合計所得金額 (特別控除後) の合計が120万円未満の人	第6段階 (基準額×1.12) 年額 72,440円			
	前年の合計所得金額 (特別控除後) の合計が120万円以上200万円未満の人	第7段階 (基準額×1.25) 年額 80,850円			
	前年の合計所得金額 (特別控除後) の合計が200万円以上300万円未満の人	第8段階 (基準額×1.40) 年額 90,550円			
	前年の合計所得金額 (特別控除後) の合計が300万円以上400万円未満の人	第9段階 (基準額×1.50) 年額 97,020円			
	前年の合計所得金額 (特別控除後) の合計が400万円以上600万円未満の人	第10段階 (基準額×1.70) 年額 109,950円			
	前年の合計所得金額 (特別控除後) の合計が600万円以上800万円未満の人	第11段階 (基準額×1.90) 年額 122,890円			
	前年の合計所得金額 (特別控除後) の合計が800万円以上1,000万円未満の人	第12段階 (基準額×2.10) 年額 135,820円			
	前年の合計所得金額 (特別控除後) の合計が1,000万円以上の人	第13段階 (基準額×2.30) 年額 148,760円			

低所得者の介護保険料軽減強化に伴う影響額等について

平成 31 年 4 月 16 日

福祉部高齢介護課

1 介護保険料軽減負担金影響額について

(1) 平成 31 年度軽減後の算定した影響額

所得 段階	割合	保 険 料 (円)			対象見込数 (人)	軽減額合計 (円)
		現行	軽減後	軽減単価		
1	0.375	※32,340	24,250	8,090	6,601	53,402,090
2	0.575	42,040	37,190	4,850	2,738	13,279,300
3	0.725	48,510	46,890	1,620	3,153	5,107,860
合 計					12,492	71,789,250

※ 上記 32,340 円は、減額賦課前（割合 0.5）の金額で算定。

H31 軽減額合計 71,789,250 円－現行（H31 当初予算）21,387,240 円
＝50,402,010 円≒50,403,000 円（今回の補正に係る負担金総額）

(2) 公費負担について

平成 31 年度軽減負担金総額に対し、国が 1/2、県及び市が 1/4 を負担する。

	H31 当初予算(A)	H31 今回補正額(B)	負担金合計(A) + (B)
国	10,693,620 円	25,201,005 円	35,894,625 円
県	5,346,810 円	12,600,502 円	17,947,312 円
市	5,346,810 円	12,600,503 円	17,947,313 円
合計	21,387,240 円	50,402,010 円	71,789,250 円

① 一般会計

ア 国庫負担金

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金 (目) 01 民生費国庫負担金

(節) 01 社会福祉費負担金

(細節) 19 介護保険低所得者保険料軽減負担金 25,201,000 円

イ 県費負担金

(款) 16 県支出金 (項) 01 県負担金 (目) 01 民生費県負担金

(節) 01 社会福祉費負担金

(細節) 19 介護保険低所得者保険料軽減負担金 12,601,000 円

② 介護保険事業特別会計（一般会計から繰り入れ）

（款）07 繰入金（項）01 一般会計繰入金（目）低所得者保険料軽減

繰入金（節）01 現年度分

（細節）01 低所得者保険料軽減繰入金現年度分

2 その他

(1) 【参考】令和2年度（R2）完全実施後における影響見込額

所得 段階	割合	保 険 料 （ 円 ）			対象見込者数 (人)	軽減額合計 (円)
		現行	軽減後	軽減単価		
1	0.3	32,340	19,400	12,940	6,729	87,073,260
2	0.5	42,040	32,340	9,700	2,791	27,072,700
3	0.7	48,510	45,270	3,240	3,215	10,416,600
合 計					12,735	124,562,560

(2) 【参考】令和2年度（R2）完全実施後における公費負担見込額

	現行軽減分(A)	今回の軽減分(B)	負担金合計
国	10,693,620円	51,587,660円	62,281,280円
県	5,346,810円	25,793,830円	31,140,640円
市	5,346,810円	25,793,830円	31,140,640円
合計	21,387,240円	103,175,320円	124,562,560円

資料 4

低所得者の第1号保険料軽減強化に係る2019年度の対応の予定状況調査一覧

1 国から示された改正内容

	所得段階	現行(A)	H31年度(B)	政令最大軽減幅(A)-(B)	R2完全実施後予定(D)	軽減幅(A)-(D)
国	第1段階	0.5(0.45)	0.375	0.125(0.075)	0.3	0.2(0.15)
	第2段階	0.75	0.625	0.125	0.5	0.25
	第3段階	0.75	0.725	0.025	0.7	0.05

2 県下各市2019年度(保険料軽減強化後)の保険料基準額に対する割合の設定予定数値

NO	市名	所得段階	現行(A)	H31年度	H31保険料	R2完全実施後予定(D)	軽減幅(A)-(D)	今後の条例改正、議会手続き等の予定
1	秦野市	第1段階	0.45	0.375	24,250	0.3	0.15	令和元年6月議会で補正予算と条例改正を諮る予定。
		第2段階	0.65	0.575	37,190	0.5	0.15	
		第3段階	0.75	0.725	46,890	0.7	0.05	
2	横浜市	第1段階	0.45	0.325	24,180	検討中	検討中	政令公布後のH31年度初めに保険料軽減を反映した条例を改正。改正手続きとしては、令和元年5月議会で諮る方法を検討している。
		第2段階	0.60	0.475	35,340	検討中	検討中	
		第3段階	0.65	0.625	46,500	検討中	検討中	
3	川崎市	第1段階	0.45	0.375	26,210	0.3	0.15	政令公布後のH31年度初めに補正予算とセットで条例を改正。令和元年6月議会で諮る予定。
		第2段階	0.65	0.525	36,690	0.4	未定	
		第3段階	0.75	0.725	50,670	0.7	0.05	
4	相模原市	第1段階	0.45	0.375	26,100	0.3	0.15	令和元年5月議会で諮る予定。
		第2段階	0.60	0.550	38,300	0.5	0.10	
		第3段階	0.70	0.700	48,700	0.7	0.00	
5	横須賀市	第1段階	0.45	0.375	24,750	0.3	0.15	検討中。
		第2段階	0.70	0.575	37,950	0.45	0.25	
		第3段階	0.75	0.725	47,850	0.7	0.05	
6	鎌倉市	第1段階	0.4	0.325	21,312	0.25	0.15	政令公布後のH31年度初めに補正予算とセットで保険料軽減を反映した条例を改正する。改正手続きとしては、令和元年4月に専決処分により行うことを検討している
		第2段階	0.625	0.500	32,784	0.375	0.25	
		第3段階	0.65	0.650	42,624	0.6	0.05	
7	逗子市	第1段階	0.45	0.375	26,148	0.3	0.15	政令公布後、専決処分での報告の予定。
		第2段階	0.70	0.575	40,092	0.45	0.25	
		第3段階	0.75	0.725	50,556	0.7	0.05	
8	三浦市	第1段階	0.45	0.375	25,720	0.3	0.15	条例改正の手続きは政令公布後に改正をする予定。公布後、専決処分し、令和元年5月、臨時議会が開かれる予定であるため、報告を予定している。
		第2段階	0.70	0.575	39,430	0.45	0.25	
		第3段階	0.75	0.725	49,720	0.7	0.05	
9	大和市	第1段階	0.45	0.375	25,644	0.3	0.15	政令公布後、条例を改正する。
		第2段階	0.70	0.575	39,321	0.5	0.20	
		第3段階	0.75	0.725	49,579	0.7	0.05	
10	海老名市	第1段階	0.30	0.225	13,824	0.15	0.15	政令公布後のH31年度明けに補正予算とセットで保険料軽減を反映した条例を改正する。なお、政令公布後の年度明けに先行して保険料軽減を反映した条例を専決処分し、補正予算は令和元年6月議会で諮ることを検討しています。
		第2段階	0.60	0.475	29,184	0.35	0.25	
		第3段階	0.65	0.625	38,400	0.6	0.05	
11	座間市	第1段階	0.45	0.375	23,450	0.3	0.15	平成27年度条例については6月定例議会で専決を行っていた経過があるため、今回についても同様の状況になると考え、同様の対応を行う予定。ただし、これから財政担当部長ヒアリング、市長ヒアリングが行われるため、令和元年6月定例議会時に補正と条例改正を同時に行う可能性がある。
		第2段階	0.72	0.610	38,140	0.5	0.22	
		第3段階	0.75	0.725	45,340	0.7	0.05	

低所得者の第1号保険料軽減強化に係る2019年度の対応の予定状況調査一覧

1 国から示された改正内容

	所得段階	現行(A)	H31年度(B)	政令最大軽減幅(A)-(B)	R2完全実施後予定(D)	軽減幅(A)-(D)
国	第1段階	0.5(0.45)	0.375	0.125(0.075)	0.3	0.2(0.15)
	第2段階	0.75	0.625	0.125	0.5	0.25
	第3段階	0.75	0.725	0.025	0.7	0.05

2 県下各市2019年度(保険料軽減強化後)の保険料基準額に対する割合の設定予定数値

NO	市名	所得段階	現行(A)	H31年度	H31保険料	R2完全実施後予定(D)	軽減幅(A)-(D)	今後の条例改正、議会手続き等の予定
1	秦野市	第1段階	0.45	0.375	24,250	0.3	0.15	令和元年6月議会で補正予算と条例改正を諮る予定。
		第2段階	0.65	0.575	37,190	0.5	0.15	
		第3段階	0.75	0.725	46,890	0.7	0.05	
12	綾瀬市	第1段階	0.40	0.325	18,900	0.25	0.15	現在庁内で調整中であるが、政令公布後のH31年度明けに補正予算とセットで保険料軽減を反映した条例を改正することになるのではないかとと思われる。その際、場合によっては、令和元年6月議会初日即決や5月に議会を招集して諮ることを検討する。
		第2段階	0.60	0.475	27,700	0.35	0.25	
		第3段階	0.67	0.645	37,600	0.62	0.05	
13	藤沢市	第1段階	0.45	0.375	21,150	0.3	0.15	令和元年5月の臨時会に条例改正と補正予算を上程し議決する。
		第2段階	0.60	0.550	31,020	調整中	調整中	
		第3段階	0.70	0.675	38,070	調整中	調整中	
14	茅ヶ崎市	第1段階	0.45	検討中	検討中	0.4	0.05	条例改正は令和元年6月議会を予定している。
		第2段階	0.70	検討中	検討中	0.5	0.20	
		第3段階	0.75	検討中	検討中	0.7	0.05	
15	平塚市	第1段階	0.45	0.375	23,747	0.3	0.15	条例改正:令和元年5月議会(専決)。 ※政令どおりの下げ幅で軽減予定。
		第2段階	0.63	0.505	31,979	0.38	0.25	
		第3段階	0.75	0.725	45,910	0.7	0.05	
16	伊勢原市	第1段階	0.40	0.325	20,280	0.25	0.15	政令公布後の令和元年6月議会に保険料軽減を反映した条例を改正する。
		第2段階	0.70	0.575	35,880	0.45	0.25	
		第3段階	0.75	0.725	45,240	0.70	0.05	
17	南足柄市	第1段階	0.45	0.375	21,150	0.3	0.15	政令公布後のH31年度初めに保険料軽減を反映した条例を改正する。改正手続きとして場合によっては、令和元年5月開催予定の臨時議会で諮ることを検討している。
		第2段階	0.70	0.575	32,430	0.45	0.25	
		第3段階	0.75	0.725	40,890	0.7	0.05	
18	小田原市	第1段階	0.45	0.375	22,770	0.3	0.15	政令公布後のH31年度初め(5月臨時会)に補正予算とセットで保険料軽減を反映した条例を改正する予定。
		第2段階	0.73	0.605	36,730	0.48	0.25	
		第3段階	0.75	0.725	44,020	0.7	0.05	
19	厚木市	第1段階	0.45	0.375	24,232	0.3	0.15	政令公布後のH31年度初めに補正予算とセットで保険料軽減を反映した条例を改正する。改正手続きとして場合によっては、令和元年4月に議会を招集して諮ることも検討している。
		第2段階	0.70	0.575	37,156	0.45	0.25	
		第3段階	0.75	0.725	46,849	0.7	0.05	